

議 事 録

- 1 会議の名称 令和5年度第2回水戸市都市再生協議会
- 2 開催日時 令和6年2月27日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所3階 教育委員会室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 青山学院大学経済学部現代経済デザイン学科 教授 田中耕市（会長）
水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長 堀井武重（副会長）
（一社）茨城県バス協会 総務部長 亀山明（代理出席）
（一社）茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事 服部透
（公社）茨城県宅地建物取引業協会 副会長兼水戸支部長 車孝則
水戸農業協同組合 代表理事専務 園部優
茨城県介護支援専門員協会水戸地区会 会長 伊藤正
水戸市医師会 事務局長 谷津好行（代理出席）
（一社）水戸市商店会連合会 会長 内田敏雄
水戸市障害者（児）福祉団体連合会 会長 兼清紀郎
公募市民 坪真毅
公募市民 羽石英司
国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所
地域防災調整官 小原弘志
水戸市市長公室交通政策課 課長 川上悟
水戸市市民協働部防災・危機管理課 参事兼課長 鬼澤英一
水戸市建設部建設計画課 技監兼課長 上田航
 - (2) 事務局 都市計画部都市計画課
課長 平澤俊之，課長補佐 雲藤尊範，係長 森山武久
技師 関根匠
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 議事
 - ・水戸市立地適正化計画の評価について
 - ・水戸市立地適正化計画（第2次）に定める防災指針について
 - ・その他
 - (4) 閉会

6 会議資料

- ・資料1 水戸市立地適正化計画（第2次）の策定について
- ・資料2 施策の進捗状況と評価
- ・資料3 計画目標の現状値と評価
- ・資料4 防災指針（原案）

7 内容

(1)開会

事務局

本日は、年度末の大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和5年度 第2回 水戸市都市再生協議会を開催させていただきます。

はじめに、都市計画課長の平澤より、委員の皆様に御挨拶申し上げます。

都市計画課長

水戸市都市計画課の平澤でございます。本日は、お忙しいところ、令和5年度第2回水戸市都市再生協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、水戸市立地適正化計画でございますが、今年度と来年度の2か年で改定作業を行うこととしておりまして、今年度は現行計画の評価、そして新たに定めることとなる防災指針の策定を行うことを昨年12月に開催いたしました第1回の協議会において説明をさせていただいたところでございます。この度、具体的な分析や調査などを踏まえて、資料の方を取りまとめさせていただきましたので、本日その内容等につきまして説明をさせていただき、御意見を賜りたいと存じます。活発な御議論のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

次に配布資料の確認をさせていただきます。資料は、事前に送付させていただいたところですが、その後の検討の結果、内容を調整したところが多くございますので、改めてテーブルの上に配布させていただきました。本日は、その資料を用いて会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日の配布資料は全部で5種類となります。一つは、【次第及び名簿】、二つ目は、【資料1 水戸市立地適正化計画（第2次）の策定について】、三つ目は【資料2 施策の進捗状況と評価】、四つ目は【資料3 計画目標の現状値と評価】、最後に【資料4 防災指針（原案）】となります。お手元に不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

配布資料については、よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。

議事につきましては、水戸市都市再生協議会規約第5条第1項の規定により、会長が議長となります。

それでは、____会長、よろしくお願いいたします。

会長

はい。承知しました。皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、出席者の確認をいたしますので、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

はい。本日の出席者について御報告させていただきます。お配りした次第の裏面を御覧願います。

事務局に事前に欠席の報告がありました委員は、3番____委員、10番____委員、16番____委員、19番____委員の4名でございます。

また、4番の____委員の代理として、茨城県バス協会の総務部長____様、9番の____委員の代理として、水戸市医師会の事務局長____様に本日御出席いただいております。

また、14番____委員におかれましては、遅れての出席となる連絡をいただいております。

委員総数20名のうち、現在15名が出席されており、委員の半数を超えておりますので、水戸市都市再生協議会規約第5条第2項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいま事務局より報告がございましたとおり、出席者数が委員数の半数を超えておりますので、本会議は成立しております。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。5番____委員と、20番____委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(____委員・____委員 承諾)

会長

はい。ではよろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして、会議を進行いたします。

議事第1号の「水戸市立地適正化計画の評価」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。それでは説明をさせていただきます。はじめに、事前に資料を送らせていただきましたが、その後少し資料の内容を修正した部分もございますので、本日は今回配布した資料を御参照いただければと思います。

はじめに、資料1【水戸市立地適正化計画（第2次）の策定について】を御覧ください。

(事務局より、資料1【水戸市立地適正化計画（第2次）の策定について】を説明)

続きまして、議事1の「水戸市立地適正化計画の評価」について説明をさせていただきます。

きます。評価につきましては、資料2と資料3で説明をいたします。

(事務局より、資料2【施策の進捗状況と評価】及び資料3【計画目標の現状値と評価】を説明)

会長

ありがとうございました。ただいま事務局より、「水戸市立地適正化計画の評価」について、施策の進捗と計画目標の分析評価について説明がございました。皆様から御質問又は御意見等があればいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

____委員

資料3の4ページの都市機能誘導区域ごとの誘導施設の施設数、増減が書かれているのですけれども、目標にした意味合いはあるのでしょうか。例えば、高齢福祉だと通所施設が誘導できるというイメージなののでしょうか。

事務局

誘導施設の種類の検討したときに、誘導エリアの中にあると理想的である施設を誘導施設として指定しておりまして、通所施設は地域の方々が集えるような場所ということで誘導施設として設定した経緯がございます。

____委員

あまり、通所施設があるから高齢の方がそこに住みたいというようなことは聞いたことがなかったので、通所施設が居住の誘導に効果があるというのは何か根拠があるのでしょうか。

事務局

通所施設という特性上、高齢の方が通うので、誘導区域の中にあれば高齢の方も交通の負担がなく通えるということで、誘導区域に誘導したいという考え方でおります。

____委員

通所施設は一般的に介護保険の中で送迎がついていて、距離によって料金が変わるということはないので、距離では選ばれないということも実情としてはあるということだけ共通の認識として持っておいていただきたいと思います。

事務局

確かに誘導施設として設定していますが、委員のおっしゃったように、必ずしも区域内で通っているわけではないという実態も聞いているものですから、次期計画を策定するときに、改めて誘導施設に設定するのかどうかということは検討させていただきたいと考えます。

会長

ありがとうございました。おそらく趣旨としては、遠くにあるよりは近くにあった方

が移動の負担も少ないという意味合いもあるのだらうと思いました。

____委員

特別養護老人ホームのようなものの方が誘導という意味では良いと思うのですが、あまり増減するものではないというところもあるのでしょうか。

会長

おそらく特養だと、そこに入ってしまうので。

____委員

たぶん家族は近い方が良くと選ばれる方が多いので、誘導するのには良いと思います。

事務局

そのあたりも考慮して検討したいと思います。

____委員

7 ページの図 1 において、増えているほとんどが市街化調整区域のエリア指定なのですが、そのまま維持していくということなのか、線引きして市街化区域に編入するのかという予定はあるのでしょうか。

事務局

それについてはいろいろな考え方がありまして、エリア指定の是非をおっしゃる方もいますし、市街化区域への編入するべきという考えもあるので、どうするかについては答えが出ていないところです。

____委員

基本的に調整区域なので、エリア指定に住んでいる方は、都市計画税を払っていません。市街化区域になれば都市計画税も払わなければならないでしょう。市街化区域に編入するためには、公共施設、インフラなどの整備もしなくてはならないのですが、いつまでもこのままにしておくのはいかがかと思う。検討願えればと思います。よろしくお願いします。

事務局

そのようなことから、7 ページに、評価として、市街化調整区域の規制・誘導のあり方も検討することが必要ということを示しています。

会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

____委員

今のところなのですが、市街化区域だと約 6,200 人、居住誘導区域で約 4,400 人が減少となっているのですが、その主な要因は分析されているのですか。

事務局

図2にありますように郊外部においてエリア指定制度や調整区域で地区計画に指定されているところもあるので、そういったところに人口が張り付きやすいということで、そちらの方に住まれる方が多いのではないかと考えております。

____委員

7ページの居住誘導区域内での誘導を図るためのさらなる施策の推進というものがありますので、減少の分析もあった方がよいと思います。

事務局

わかりました。ありがとうございます。

会長

減少している部分も自然減と社会減とあったりするので、そこを含めてお願いできればと思います。その他いかがでしょうか。

____委員

「都市機能の誘導に関する目標値」、「中心市街地の歩行者通行量」のところで確認ですが、通行量の計測方法はどのように行っているのでしょうか。

事務局

計測は市ではなくて水戸商工会議所で行っていただいている調査です。水戸駅や市民会館など中心市街地の複数の地点で、人が平日と休日の2日間計測をしてこの数値になっております。

____委員

中心市街地の1か所ではなく、広範囲で計測されているのですね。評価で「MitoriOを核とした賑わいの創出」と記載があるので、そういった場所の利用者数も評価として追加すると、同じ中心市街でも分布が変わり、今より数値目標の達成がしやすくなると思います。

事務局

来年度行う目標指標の設定の参考にさせていただきます。

会長

私もこれに関して一つ確認したいことがあります。今年度どのように調査を実施したのかまでは把握していないのですが、新たに観測地点を設けるなど、観測点の変化はありましたか。そのようなことはないと思うのですが、例えばMitoriOが整備されたので、その近くにポイントを作ったということになると当然歩行者数も増えると思います。これまでと同じポイントで計測していれば、泉町周辺の歩行者数が増えたため通行量が増加したと言えるので、確認させていただければと思いました。

事務局

観測地点は平成 24 年から変更ないため、問題ないかと思います。

事務局

少し補足いたします。通行量調査ですけれども、中心市街地活性化基本計画と全く同じデータを使っております。水戸駅から大工町交差点までの国道 50 号の歩道でカウントしているものでして、ポイント数は十数ポイントあります。基本的には場所を変えずに毎年通行量を調査しています。水戸市の総合計画をはじめ様々な計画がありますが、中心市街地の歩行者数といった場合はこのデータを用いて行っております。

会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。無いようでしたら次の防災指針の方に行きたいと思います。

(各委員 意見なし)

はい。ありがとうございます。では、議事第 2 号の「防災指針（原案）」に移りたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは防災指針（原案）について説明をさせていただきます。
資料 4 を御覧願います。

(事務局より、資料 4 【防災指針（原案）】を説明)

会長

はい。ありがとうございました。水戸市における災害があり、想定される災害を図面にまとめて、都市の人口などの分布の状況に重ね合わせて、リスクをそれぞれ洗い出してまとめていただいている。それを基にどのようにしたらよいかということを 7－3 でまとめていただいているということだと思います。何か御質問・御意見がございましたらよろしく願いいたします。

____委員

35 ページあたりなのですが、東日本大震災の土砂災害として私が認知しているのは、東照宮の崖と酒門団地の個人住宅 3 棟の倒壊なのですが、把握されているエリアでその他に何か所ぐらいありますか。

事務局

すみません。具体的な数については現在資料が無いためお答えできません。

____委員

水の問題も心配なのですが、55 ページの「耐震型循環式飲料水貯水槽」について詳しく教えてもらってよろしいでしょうか。

事務局

耐震型循環式飲料水貯水槽は、現在水道部の方で整備が終わりまして、水戸市内に 10 か所ほど整備されており、災害時に利用することができます。1 基で 1 日あたり 1 万人程度の飲料水が確保できると聞いております。

____委員

貯水槽のマップはありますか。たしか井戸は、協力井戸マップというものがありますよね。井戸は何か所ぐらいありましたか。

____委員

井戸は 351 か所あります。

____委員

耐震型貯水槽のマップはできていますか。

____委員

耐震性貯水槽については水道部の方で整備しておりまして、水道部の方ではマップを作って、広報はしておりまして、ホームページなどでも見られるようになっております。先ほど話した井戸の方は、洗濯やトイレなどに使う生活用水なので飲むことができませんが、耐震性貯水槽の方は飲料水ということで飲むことができます。100 トンのものが整備されている状態です。普段は水道に接続されていて、循環して流れていますが、地震が起きると自動的に流れが止められて蓄えられた状態になります。発電機も持っていますので、職員が来てポンプアップして給水するというような仕組みになっております。

____委員

誘導区域には耐震型の貯水槽はありますか。

____委員

一つは三の丸小学校にあります。

会長

私は循環式飲料水貯水槽から水を給水車などに入れて、市民の皆さんのところに持っていくのかと思ったのですが、市民が直接そこに行っても水がもらえるのですか。貯水槽の水を給水車に移して誘導区域に運んでいけば、必ずしも誘導区域内に貯水槽を整備する必要はないと思ったのですが、それについてはどうでしょうか。

____委員

私の聞いている範囲では、耐震性貯水槽はその場で給水をして、給水車は楮川や開江の浄水場の排水タンクから給水して配るということです。

会長

そうすると誘導区域に貯水槽があると良いということですね。その他いかがでしょうか。

____委員

今の質問に関して、4ページの表-2にライフライン情報に関する都市情報の重ね合わせがあると良いと思いました。今のような御心配に対しては、水道供給区域など生活上重要なところの分布と重ね合わせるということが必要だと思います。それについて追加していただけるとより実態が分かりやすくなると思います。

事務局

国の手引を見ながら分析を行う中で、ライフラインについて分析した事例は見受けられませんでした。今回 GIS で重ね合わせて分析する都合上、レイヤー分けができて、分析に足るデータがあるものについてここで分析する方針でいます。ライフラインについてはそのようなデータがあるのか確認したいと思います。

____委員

そこまで細かいことを求めているわけではなくて、例えば、常総水害でも、揚水機場、排水機場、浄水場、下水処理場などの機能停止によって、ライフラインが停まったという経験もあるので、そのような代表的な場所だけでも示すと良いと思います。水害や地震、土砂災害などと照らし合わせるとわかりやすいですし、それで大丈夫ということであれば皆さんに安心感を与えられると思います。

事務局

はい。参考にさせていただきます。

会長

その他いかがでしょうか。

____委員

別件になります。30 ページ、31 ページの図-42「津波浸水想定区域と人口分布」、人口密度が 20 人/ha 未満のところについて安心感を持ってしまうかもしれませんが、特に津波の場合は、人口が少ないからといってリスクが低いということはありません。津波遡上の影響は非常に大きくて速いものです。人口密度が 20 人/ha 未満ということで、声かけなど十分な配慮ができない可能性もあります。少ないがゆえのリスクを考慮いただいた方が良いと思います。

あと最後の方の「エリア別の課題」、洪水浸水に対して垂直非難が難しい場所がある

というところですが。第一種低層住居専用地域など、低層で古い住宅が比較的多く張り付いているエリアが垂直避難の重要な場所になってしまったということですが、立地的な魅力があるという理由でそこに住み続ける方もいらっしゃると思います。水戸市さんでこれを実施できるかどうかについては別途議論が必要だと思うのですが、用途や区域を変更する、全部を切り替えるということではなくて、例えばそこに高層住宅エリアを併設させて、いざというときに避難できる建物を建てられるように都市計画上で許していくこともひとつのアイデアだと思います。以上です。

事務局

津波の31ページのところで、人口密度が20人/ha未満という書き方をしているので、安心材料のように見られてしまうという点については文章表現等を検討したいと思います。確かに人口が少ないからといって、リスクが少ないというわけではないので、そのような誤解のないように書かせていただきます。用途地域の変更についても、用途地域の設定は防災の観点だけではなく、住環境などいろいろなものを総合して策定しているので、そのあたりをどのように示せるのか検討したいと思います。

____委員

用途地域の変更は実際のところ難しいと思うので十分に検討していただいた方がよいと思います。

事務局

はい。ありがとうございます。

____委員

44ページの大規模盛土造成地の分布図で説明がなかったのですが、真ん中の②エリアは六番池団地ですか。笠原町に池を埋め立てて造成した団地がありますよね。液状化の恐れがある六番池団地は何番に入るのですか。

事務局

六番池は大規模盛土造成地になっていないので、ここには図示しておりません。

____委員

潮来市の日の出地区が液状化で被害を受けたので、池を埋め立てたところなどは、将来液状化の危険性が非常に高いのではないかと思います。②のピンクのところは何という場所ですか。

事務局

②は桜川西団地です。これは下のイのところに書いてあるように平成28年度から30年度にかけて市で行った調査において、造成地を選定しています。今おっしゃられた六番池が入っていない理由については現在把握していないので、もう一度確認したいと思います。

会長

凸凹したところを平らにするときに山を削った部分はよいのですけれど、谷の部分を埋め立てたときにこれが揺れやすいということで書かれているのですか。おそらく埋め立てそのものが対象になっていないのではないのでしょうか。それはわかりませんが、40 ページの震度、地震が起きたときに地盤のゆるさでどれくらい震度が大きくなるのか、これだと見た感じメッシュが粗いですが、もう少しミクロな分析であれば出てくるのではないかと思います。上に文章が書いてあり、「谷や沢を埋めて」と書いてあるので、先ほどおっしゃっていた六番池が書いていないのはそういう理由ではないのでしょうか。

事務局

現在理由はわからないので確認させていただきます。

____委員

盛土造成に関してのこの指針はたしか谷埋めといって、片側に傾きで谷になっていて、地震動による偏向滑りや滑落で、懸念されている液状化とは別のところで評価されていると思います。

____委員

できれば液状化リスクのエリアも入れていただきたいです。

事務局

液状化のことも考慮されていまして、41 ページを御覧いただきますと、建物被害についてまとめられています。一番上の文章にありますように、建物被害というのは、地震による揺れ、液状化、土砂災害及び火災の被害を総合的に勘案したものですので、液状化も踏まえた分析もされております。

会長

建物被害のところでまとめられているということですね。その他いかがでしょうか。

____委員

洪水浸水による災害リスクとあるのですけれども、その中でやはり一般の市民に対して、警戒レベル1，2，3，4とか発せられると思うのですけれど、そうしたレベルというのはこれから具体的に示されるのでしょうか。それともやはりこの段階でもある程度の警戒レベル、例えば水位が何メートル上がったとか、一定の指針は入らないものなのでしょうか。浸水深が3メートル以上のエリア。すべて3メートル以上に入るとは思わないですが、そのレベルによって災害の捉え方も違いますし、当然救援、避難に関わってくる。そういった指針のようなものは特に今回は入らないのでしょうか。

____委員

洪水浸水想定区域、要するに何メートル浸水するか家屋倒壊がある可能性があるかと

いうものについては、あくまでも 1000 年に一度以上の大規模な水害に対してです。極端な話をする、ここで出てくる浸水想定区域図は、線状降水帯や最近よく聞く特殊なゲリラ豪雨も含め、これが広い範囲で一気に来た時を想定して作ったものになります。前段で東日本の浸水エリアの話が入っていて、これと比べてしまうと実際洪水があった時どうなのだろうと思われると思うのですけれども、それは考えうる限りの最大の洪水がきたときに、このようなリスクが各地にあるということが資料にまとめられていると思います。警戒レベル 1, 2, 3, 4, 5 というものは、普段の避難計画や防災計画でフォローしていくもので、ここでは出てこないという考えだと思います。

会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

委員

54 ページ、55 ページは、いろいろな施策をざっくりわかりやすく表にしたものだと思うのですけれども、具体的なものはいつ頃できるイメージでしょうか。

事務局

お示ししている施策については、例えば「2）洪水浸水の発生抑制」のところで、「堤防の整備、河道掘削、河川管理施設の維持管理等」とあるのですが、これらについての具体的な整備については、例えば県が定めている河川整備計画ですとか、国が定めている河川整備計画ですとか、こちらに基づいて整備を進めていくというものになります。

委員

点線で表すというイメージですか。それとも 4 年とか 10 年とかそれも国で示しているものがあるという。

事務局

基本的に河川整備計画は 30 年を計画期間として設けていて、どの場所を整備するかというものが示されておりますので、ここでは 10 年以上の長期にわたるものについては実線で示しています。点線で示しているものは、特に期間を定めていないもの、例えば、内水のところの公共下水や都市下水は比較的長期にわたって整備していくものです。そういったものに関しては点線で整理しております。

委員

気になるのは、この間も少しだけお話させていただきましたが、55 ページの共通のところ「4）災害時要配慮者への支援の充実」が長期ということになっていますが、なかなか始められてもいない部分もあります。ここら辺の具体的な計画も出していただけると良いと思います。

事務局

今おっしゃったことは 54 ページ、55 ページのさらに詳細なものがあるかどうかということだと思いますが、防災指針は立地適正化計画の一部として策定するもので、居住の誘導を念頭に置いています。今回は災害リスクが高いものを抽出することやエリアごとの課題を整理すること、対策を示すことを目標にしております。防災指針の対策としては、既存の地域防災計画や国土強靱化計画で位置付けられている対策を、防災指針の中で整理し直して示すにとどめるという形になります。

委員

災害時要配慮者施設に関して、今国が取り組んでいることは、災害時要配慮者施設の防災計画、避難計画等の立案と、それに基づく継続的な訓練の実施に関するサポートの推進です。そのために国もマニュアルを作っています。54 ページ、55 ページの表には、防災の観点からこういう対策が行われているということがまとめられています。個別のもの、例えば「洪水浸水の発生抑制」に関しては、我々の事務所も主体となって、流域治水や減災対策、緊急治水対策プロジェクトというものを進めております。そのようなことが載っているのが今回の計画であると認識いただければよいと思います。特に流域治水プロジェクトの方で、災害時要配慮者施設の避難計画や防災計画の策定と継続的な避難訓練などの実施についてはフォローさせていただいております。

委員

ついでに補足なのですが、市の方でも浸水想定区域の要配慮施設につきましては、避難確保計画を全ての施設で作っていただいております。年に一回訓練するということが義務化されていますので、毎年 9 月 1 日に訓練していただいているところです。要支援者に登録いただいている方には個別計画を立てるのですが、こちらについては福祉部門と一般の調整をして早急に進めさせていただきたいと思います。

会長

今のところなのですが、11 ページと 12 ページに要配慮者利用施設の図を示していただいておりますが、要配慮者の施設は立地適正化計画にどう関わってくるのでしょうか。都市機能誘導区域で一部子育て施設などが関連するという意味合いで言っているのですか。例えば、図にはなっていないですが、要配慮者の分布であれば、そこに住んでいる要配慮の方がいらっしゃるので、居住誘導区域をどこで区切るといったところに関わってくる。都市機能の一部として要配慮者施設を洪水リスクに重ね合わせるという意味合いということでしょうか。

事務局

誘導施設というよりは、どちらかというとそういった施設の配置状況を踏まえながら、これに続く来年度の作業もありますけれども、居住誘導区域や都市機能誘導区域を考えていく上で参考にしながら決めていく材料の一つになるという考え方です。

会長

先ほどの表の中に都市機能の施設として含まれているから出したということですね。

先ほどの通所施設などは、福祉施設のところに含まれるのでしょうか。

____委員

データ上、高齢者福祉の通所施設と特養などを見ると区別がついていません。

会長

では両方入っているという感じですか。

事務局

12 ページにある要配慮者施設というのは、小さいのですけども、凡例が医療・福祉、教育、子育て施設となっておりますので、これが都市機能誘導区域の中であれば誘導施設になってくるということです。

会長

わかりました。その他いかがでしょうか。次の開催が8月ということで、この時に今日の内容をもとに具体的な計画を御提案いただいて、また御議論いただくということでよろしいですか。

事務局

いただいた御意見等を踏まえまして、先ほど冒頭でも説明をさせていただきましたように、まず都市計画審議会で意見を伺います。前段階として庁内の方でも関係課長会議を開催いたしまして、いろいろな方から御意見をいただいているところです。今は原案という形ですが、来年の12月の策定に向けて整理を進めて参ります。次のステップについて、お配りした資料1を御参照いただきたいと思います。8月に次回の都市再生協議会を検討しております。区域設定と施策について原案としてまとめたものをお示しいと思います。11月までには今年度やっているものと来年度整理するものを合わせて皆様の方に御提示し、また御意見賜りたいと考えております。予定としては以上となります。

会長

そうすると8月であればまだいろいろと意見を還元できますが、11月だと時間がないのでなかなか難しいということになると思います。やはり8月のところで本格的にじっくり確認できればと思います。54ページ、55ページに書いてある回避するというのは簡単に言えば誘導区域から外すということが該当するのでしょうか。リスクが多く、低減では難しいようであれば、そこは最終的には外すということも選択肢に入ってくるのでしょうか。

事務局

可能性としてはあります。今問題になりそうなのが下市地区のエリアになっております。災害リスクがあるということは結果にも出ていますが、拠点として重要な地区であり、避難もしやすいということから、当時区域を指定したという経緯があります。来年

度の区域の設定では、改めて今回の防災指針を踏まえて、下市地区については特に重点的に分析などをして、そこに区域を指定してよいのかということをお示しできるようにしたいと思います。

会長

今出てきたようにいくつかの種類のリスクがあって、何層かに重ね合わせられています。例えばいくつもリスクがあって、相対的にリスクが高いところが多くある場合は、誘導区域から外すということも検討が必要になるかと思います。いくつかのリスクを重ね合わせたときに、当然ながらグラデーションが出てきます。それを大雑把に地区ごとにまとめたのが 53 ページの図-59 だと思います。そのときにどれくらいのグラデーションで、それぞれのリスクを低減できて問題ないのか、それともリスクが相対的に大きくて危ないのか。おそらく 8 月に外したものが出てくるとと思いますが、そうするとそれしか検討できないので、可能であれば、厳しめに設定した場合など何段階かで示すことはできますか。可能な範囲で、そういったことも考えて次のときに資料をお示しいただけたらと思っています。今日の話は基本的には人命のことだと思うのですが、津波にしても水害にしても、住むとなると家財道具は被害に遭ってしまいます。誘導ということ考えたときに、住んでください、命は安全だけど家は水に浸かるかもしれませんではダメでしょう。そのあたりをある程度慎重に考える必要があります。都市部というのは平坦な場所で、災害が起きやすい場所に広がってきたので、そこを完全に外すことは都市機能的には難しいと思います。

委員

委員のおっしゃっていることは非常によくわかりますし、実態として他国では、人命もコスト換算して比較するような国もあります。ただ金額ではないのですが、日本では人命を数値に置き換えるということに対してハレーションが非常に大きい。おそらく水戸市さんの方でそのような分析方法で、ここが危ないと示すことは非常に難しいと思います。一定のリスクの中で、例えば円グラフの中でこのリスクの可能性が高いというようなまとめ方はできると思うのですが、そのようなことを示すと、その地区に居住することを躊躇されるのではないかという気がします。

会長

聞きたかったのはそういうことではなくて、ここは中でも危ないということであれば、ハザードマップで合わせて確認していただくことになると思います。最終的には居住誘導区域は一つ、ゼロイチで出てきてしまいます。ひょっとしたら作る側が、一つの基準だけで出てきた結果を出して終わりということになってしまうかもしれません。そうではなくて、段階、グラデーションで、ある程度パターンを考えていただいた上で、区域をどこで切るのか検討していただけたらというご提案です。

事務局

そのあたりを考慮しながら検討を進めていく考えです。あとは次の会議の時に、なるべくそういったところが見えるような資料作成を心掛けたいと思います。またスケジュ

ールを事前に相談させていただければと思います。

会長

今回の能登半島地震もそうですが、災害が多いので、そのあたりをしっかりとやっていただければなということでそのような発言をさせていただきました。皆様よろしいでしょうか。それでは議事第3号の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

事務局

「その他」なのですが、先ほど説明を簡単にさせていただきましたように、次回につきましては、今回いただきました御意見等を踏まえまして、検討を進めて参ります。区域及び施策についても同時進行で、来年度に入りましたら検討を進めたいと思います。案ができるのが8月頃になるように進めて参りますので、この時期に次回の都市再生協議会を開催させていただいて、皆様に御協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

会長

ただいま事務局より、今後のスケジュールについて説明がございましたが、御質問・御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

(各委員 意見なし)

はい。ありがとうございます。それでは以上をもちまして、令和5年度第2回水戸市都市再生協議会を終了させていただきたいと思います。皆様、長時間にわたる議論、大変ありがとうございました。次回の開催は8月頃になりますので、皆様よろしく願いいたします。